

1. 講習科目と時間

講習科目		講習時間	一部免除者（時間）		
			一般講習 35時間	31	15
学科講習	走行に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識	4	—	4	—
	荷の運搬に関する知識	4	4	4	4
	運転に必要な力学に関する知識	2	2	2	2
	関係法令	1	1	1	1
	小計	11	7	11	7
実技講習	走行の操作	20	20	—	—
	荷の運搬	4	4	4	4
	小計	24	24	4	4
合計		35	31	15	11
所要日数（目安）		5日	5日	2.5日	2日

2. 受

講習資格

講習時間	受講資格
35時間	・未経験者で他の資格を持っていない者
31時間	・車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者
15時間	・労働安全衛生法施行令（以下、「令」という。）第20条第12号若しくは労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、6月以上従事した経験を有する者
11時間	① 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した者

【不整地運搬車の運転】

	<p>② <u>道路交通法第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許又は同条第 4 項の大型特殊自動車第二種免許を有する者</u></p> <p>③ <u>次のいずれかに掲げる者であって、令別表第 7 第 1 号、第 2 号若しくは第 6 号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第 20 条第 14 号若しくは安衛則第 36 条第 5 号の 3 の業務に、3 月以上従事した経験を有する者</u></p> <p>イ <u>道路交通法第 84 条第 3 項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</u></p> <p>ロ <u>道路交通法第 84 条第 4 項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者</u></p> <p>④ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者</p>
--	---